

- お客様各位 -

ユニック車の定期点検整備で 事故・故障を未然に防止！！

クレーン等安全規則抜粋 (定期樹種検査)

第76条 事業者は、移動式クレーンを設置した後、1年以内ごとに1回、定期に、当該移動式クレーンについて自主検査を行わなければならない。

(自主検査の記録)

第79条 事業者は、この節に定める自主検査の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

違反した者は50万以下の罰金に処する（労働衛安全法第120条）

日々、ダメージを受けている駆動部・可動部・油圧装置・作動油
1年に一度は定期点検を！！

- ※ 安全装置(過巻防止装置・過負荷防止装置)やワイヤロープ・ブーム等に不具合が有ると重大な事故の原因になります。
- ※ 劣化した作動油を使い続けると、油圧装置(油圧バルブ・油圧ポンプ)の油漏れカジリ・焼付き・破損等の原因になります。
- ※ 給脂(グリスアップ)をしない状態で使い続けると駆動部や可動部から異音・カジリ・焼付き・錆び・固着による破損の原因となることがあります。
- ※ 不要な経費を最小限に抑えランニングコストの削減が図られます。
- ※ ホースの破損・プロペラシャフトの破損などによりクレーン作業時に不具合が起きた場合無駄な時間・経費が必要になります。
- ※ 突然のトラブルを未然に防ぎます。
- ※ 架装物の性能を維持することができます。
- ※ 故障修理による稼働率の低下を防ぎます。

定期自主検査ステッカー(見本)

(日本建設機械工業会)



点検と整備でトラブルを未然に防止することが稼働率のアップ信頼獲得の第一歩です！！

旭川日新商事株式会社 ☎0166-57-3371 旭川市東鷹栖東2条3丁目